

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年六月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水整形外科医院	秋田市飯島道東二丁目一五番三一	令和八年七月一日
みゆきレディースクリニック	秋田市中通二丁目一―三五	令和八年七月三日
立木医院	秋田市保戸野鉄砲町一―番二八号	令和八年七月一日
山田眼科医院	横手市四日町五番二五号	令和八年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

東北厚生局長

尾崎 俊雄

小原齒科医院	名
	称
横手市十文字町西原一番町五〇	所在地
令和八年七月一日	指定年月日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年六月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]